

# 公益財団法人世田谷区保健センター料金規程

( 昭和 53 年 9 月 5 日 )  
( 財世保規程第 3 号 )

(目 的)

第 1 条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）が管理する施設を利用させる場合の利用料に関しては、健康保険法・世田谷区との委託契約等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

一部改正〔昭和 61 年規程第 4 号〕

(利用料の額)

第 2 条 施設を利用する者は、別表に定めるところにより、利用料を財団に支払わなければならない。

(利用料の支払い)

第 3 条 利用料は、別表に定める項目を利用のつどこれを支払わなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、納期を別に定めることができる。

一部改正〔昭和 61 年規程第 4 号・平成 28 年度 6 号〕

(委 任)

第 4 条 この規程の施行について必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和 53 年 9 月 5 日から施行する。

付 則 (昭和 61 年 4 月 21 日規程第 4 号)

この規程は、昭和 61 年 4 月 22 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号)

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号)

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 11 日規程第 4 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 7 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 4 日規程第 4 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第2条） 全部改正 [平成22年規程4号]

一部改正 [平成23年規程4号・23年7号・25年度4号・28年度6号]

項 目	単 位	金 額	備 考
健康保険法等適用外 自由診療	診療のつど	健康保険法の規定する診療報酬点数表により算定する	
健康診断（個人健診）	健診のつど	健康保険法の規定する診療報酬点数表により算定する	
婦人科材料細胞診検査 （検体）	1部位につき	1,200円	
子宮同一臓器病理組織 顕微鏡検査（検体）	1臓器につき	6,000円	
脳ドック（Aコース）	一式（2日分）	50,000円	
		45,000円	世田谷区産業振興公社 福利厚生事業（セラサ ービス）契約料金
脳ドック（Bコース）	一式（1日分）	38,000円	
		35,000円	世田谷区産業振興公社 福利厚生事業（セラサ ービス）契約料金
脳ドックオプション （頸動脈エコー）	1回につき	4,000円	
動脈硬化検査	1回につき	1,000円	
		700円	保健センターが実施する健康教室において測定のみ実施する場合（動脈硬化測定）
体成分分析測定	1回につき	500円	
骨密度測定	1回につき	1,000円	
健康教育指導	1回につき	400円	
マシントレーニング	1回につき	400円	
診断書 （保健センター様式）	1通につき	1,080円	
診断書（外部様式）	1通につき	1,550円	
歯科CT撮影	1回につき	11,000円	
歯科CT撮影・解析	指定部位 1ヶ所につき	13,000円	
	上顎又は下顎	18,000円	
	両顎	19,500円	